

定期予防接種	対象年齢	標準的な接種時期	接種回数	接種間隔など
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳から13歳 未満	11歳	1回	① 11歳になる誕生日頃、個別通知をします。
子宮頸がん 予防ワクチン (HPVワクチン)	定期接種対象者 小学校6年生から 高校1年生相当の 女子 (平成21年4月2日から 平成26年4月1日 生まれの女子)	中学1年生	3回 (2回)	<p>●サーバリックスワクチン(2価)● 0、1、6か月間に3回接種</p> <p>初回 ① → 1か月後 ② → 1回目接種から6か月後 追加 ③ </p>
	接種機会を逃した方 平成9年4月2日から平成21年4月1日 生まれの女子 かつ令和4年4月1日 から令和7年3月31日 までに1回以上接種し、 接種完了していないかた	令和8年3月31日まで 2回目、3回目を接種可能		<p>●ガーダシルワクチン(4価)● 0、2、6か月間に3回接種</p> <p>初回 ① → 2か月後 ② → 1回目接種から6か月後 追加 ③ </p> <p>●シルガードワクチン(9価)● 0、6か月間に2回接種 【1回目を15歳になるまでに受ける場合】</p> <p>初回 ① → 1回目接種から6か月後 追加 ② </p> <p>●シルガードワクチン(9価)● 0、2、6か月間に3回接種 【1回目を15歳になってから受ける場合】</p> <p>初回 ① → 2か月後 ② → 1回目接種から6か月後 追加 ③ </p>

基本的に同じワクチンを接種してください

安全に予防接種を受けるために

- ① 予防接種を受ける前に「母子健康手帳」の予防接種についてのページや、「予防接種とこどもの健康」の冊子をよく読みましょう。
- ② 予防接種当日は接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者が、お子さんを連れていきましょう。
- ③ 接種後約30分は医療機関でお子さんの様子を確認し、急な副反応が起こらないか注意しましょう。

接種についての相談

- ① 心臓病・腎臓病・肝臓病・血液の病気等で治療を受けているかたなどは、藤井寺市の予防接種委託医療機関での接種が可能か、主治医にご相談ください。可能な場合は、母子健康手帳の予防接種ページの余白にコメント記入いただけるよう、主治医に依頼してください。また上記の病気等で、他市町村での接種が必要な場合は、健康・医療連携課へご相談ください。
- ② 定期予防接種の対象者であった期間に、長期療養を必要とする疾病等、特別な事情によりやむを得ず定期予防接種を受けることができなかったかたについては、長期療養等を必要とする事情がなくなった場合、定期予防接種として予防接種を受けられる場合があります。ご対象のかたは、事前に健康・医療連携課へご相談ください。
- ③ 長期の里帰りなどを予定されているかたへ
定期の予防接種は生後2か月から開始されます。里帰りなど、やむを得ない事情により、藤井寺市外で定期予防接種を希望される場合、接種前に健康・医療連携課にお問い合わせください。
- ④ けいれんを起こされたかたは、接種時期について、主治医にご相談ください。

他の予防接種との接種間隔

注射生ワクチン同士を接種する場合は、27日以上あけますが、その他のワクチンの組み合わせについては、日数制限はありません。



病気などからあける期間

病気など	接種できない期間	
	本人	兄弟などが 左記の病気などにかかり うつる可能性のある方
麻疹 風しん おたふくかぜ 水ぼうそう 肺炎 など	かかってから 4週間以内	かかってから 2～3週間以内 (おたふくかぜは4週間以内)
手足口病 ヘルパンギーナ 突発性発疹 腸管系ウイルス性疾患 インフルエンザ など	かかってから 3週間以内	かかってから 2週間以内 (突発性発疹は除く)
新型コロナウイルス感染症	■新型コロナワクチン以外のワクチン 感染者(有症状): 症状消失後2～4週間程度 陽性者(無症候性): 診断後2週間程度	